議案第5号

字の区域及び名称を新たに画することについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、別紙変更調書のとおり字の区域及び名称を新たに画し、同条第2項の規定による告示の指定する日から効力を生ずるものとする。

令和2年2月25日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

八幡浜市地番整理事業の実施により、大字の区域及び名称を新たに画し、もって土地の所在を明確にするため。

別紙 変更調書

字の名称	7			左記の区域に該当する区域		
大字名	小字名	大字名	小字名	地番	摘要	
朝潮橋				435の30から435の33まで、435の35、435の37、435の38、4 35の40、435の51、435の60から435の63まで、438の1から43 8の4まで、438の6、438の8、438の9、438の11から438の15ま で、438の17、438の18、438の20、438の21、438の25、438 の26、438の32、438の33、438の35、438の37、1526の240 から1526の242まで、1590の7から1590の10まで、1590の17、 1590の20から1590の22まで		
白浜通				1579の1から1579の3まで、1579の7から1579の10まで、1579の12から1579の15まで、1579の17、1579の19から1579の21まで、1579の30、1579の32、1579の33、1579の37から1579の39まで、1579の42から1579の44まで、1579の47、1579の48、1579の50から1579の53まで、1579の56から1579の58まで、1579の63、1579の73、1579の76、1579の77、1579の79、1579の101	これに伴う	
喜多町				1548の7、1548の14、1548の16から1548の18まで、1548の 20から1548の23まで、1579の4、1579の36、1579の83	これに伴う 道路、水路 等を含む。	
裁判所通				1549の1から1549の6まで、1550の1、1550の3、1550の5、1 550の6、1550の19から1550の21まで、1550の24	これに伴う 道路、水路 等を含む。	

備考 令和2年2月3日調査





